

職第 号
令和5年3月17日

各 部 長
会 計 管 理 者
各 県 民 局 ・ 県 民 セ ン タ ー 長
公 営 企 業 管 理 者
病 院 事 業 管 理 者
議 会 事 務 局 長
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長

様

総務部職員局長

職員の勤務時間中の禁煙及び県庁舎敷地内全面禁煙について（周知）

健康増進法、受動喫煙の防止等に関する条例及び条例施行規則の改正により、県庁舎においては、令和元年7月1日から特定屋外喫煙場所を除き、敷地内・建物内禁煙を実施しているところです。

このたび、改めて職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るため、令和5年4月1日から勤務時間中(休憩時間を除く)は禁煙とします。

これに伴い、令和5年4月1日から喫煙場所を段階的に集約することとし、世界禁煙デーに合わせて、令和5年5月31日から県庁舎の特定屋外喫煙場所を廃止のうえ、敷地内を全面禁煙(来庁者用含む)としますので、貴部局内所属職員へ周知徹底していただくようお願いします。

併せて、共済保健事業による禁煙外来助成事業について広く周知いただくとともに、各部等管理の県庁舎についても、今回の方針に基づき適切に対応していただくようお願いします。

【問い合わせ先】

総務部職員局職員課管理班（福利厚生担当）

直通：078-362-3121 内線：2585

総務部職員局管財課管理班（庁舎担当）

直通：078-362-3110 内線：2546

総務部職員局人事課人事班（考査担当）

直通：078-362-3090 内線：2402